

# 学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案について

義務教育課  
高校教育課  
特別支援教育課

## 1 改正の理由

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 28 年長野県条例第 42 号）において、「義務教育学校」制度創設に係る所要の改正が行われることに伴い、手当支給に係る規定について所要の改正を行う。

## 2 改正の内容

学校職員の特殊業務手当の支給範囲等を次のとおり改正する。

(1) 多学年学級担当手当

支給範囲に義務教育学校の教諭、助教諭及び講師を加える。

(2) 教育業務連絡指導手当

支給対象となる主任等に義務教育学校の教務主任、学年主任及び生徒指導主事（後期課程に係る業務を担当するものに限る。）を加える。

(3) 入学者選拔手当

支給範囲に義務教育学校の第 6 学年及び第 9 学年の学級を担当する教育職員を加える。

## 3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

## 学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和 35 年長野県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第 6 条中「等（）」の次に「学級数（義務教育学校にあつては、後期課程の学級数）が」を、「並びに」の次に「学級数が」を加える。

第 7 条中「若しくは市町村立の中学校の第 3 学年」を「、中学校の第 3 学年若しくは義務教育学校の第 6 学年若しくは第 9 学年」に改める。

別表の中学校の項の次に次のように加える。

義務教育学校	教務主任 学年主任 生徒指導主事（後期課程に係る業務を担当するものに限る。）
--------	--

### 附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

学校職員の特殊勤務手当に関する規則新旧対照表

(昭和35年長野県教育委員会規則第1号)

改正案	現行																		
<p>(多学年学級担当手当の支給範囲)</p> <p>第3条 多学年学級担当手当を支給する教育職員は、市町村立（市町村学校組合立を含む。以下同じ。）の小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担任する教育職員のうち、教諭、助教諭及び講師とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間がその者の担当授業時間の2分の1に満たない者</p> <p>(2) 2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間が1週間につき12時間に満たない者</p> <p>(教育業務連絡指導手当の支給対象となる主任等の範囲)</p> <p>第6条 条例第24条の4第1項に規定するその職務が困難であるとして教育委員会が定めるものは、別表の左欄に掲げる学校に置かれる同表の右欄に掲げる主任等（学級数（義務教育学校にあつては、後期課程の学級数）が3学級未満の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場主任及び寮務主任並びに学級数が3学級未満の学年に置かれる学年主任を）とする。</p> <p>(入学者選抜手当の支給範囲)</p> <p>第7条 条例第24条の5第1項に規定する進学生徒に関する調査書作成の事務に従事した教育職員のうち教育委員会が定めるものは、県立の中学校の第3学年又は市町村立の小学校の第6学年、中学校の第3学年若しくは義務教育学校の第6学年若しくは第9学年の学級を担任する教育職員とする。</p> <p>(別表) (第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">左欄</th> <th style="text-align: center;">右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>教務主任 学年主任</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>教務主任 学年主任 生徒指導主事</td> </tr> <tr> <td>義務教育学校</td> <td>教務主任 学年主任 生徒指導主事（後期課程に係る業務を担当するものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>教務主任 学年主任 生徒指導主事 進路指導主事 学科主任 農場主任</td> </tr> </tbody> </table>	左欄	右欄	小学校	教務主任 学年主任	中学校	教務主任 学年主任 生徒指導主事	義務教育学校	教務主任 学年主任 生徒指導主事（後期課程に係る業務を担当するものに限る。）	高等学校	教務主任 学年主任 生徒指導主事 進路指導主事 学科主任 農場主任	<p>(多学年学級担当手当の支給範囲)</p> <p>第3条 多学年学級担当手当を支給する教育職員は、市町村立（市町村学校組合立を含む。以下同じ。）の小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担任する教育職員のうち、教諭、助教諭及び講師とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間がその者の担当授業時間の2分の1に満たない者</p> <p>(2) 2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間が1週間につき12時間に満たない者</p> <p>(教育業務連絡指導手当の支給対象となる主任等の範囲)</p> <p>第6条 条例第24条の4第1項に規定するその職務が困難であるとして教育委員会が定めるものは、別表の左欄に掲げる学校に置かれる同表の右欄に掲げる主任等（3学級未満の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場主任及び寮務主任並びに3学級未満の学年に置かれる学年主任を）とする。</p> <p>(入学者選抜手当の支給範囲)</p> <p>第7条 条例第24条の5第1項に規定する進学生徒に関する調査書作成の事務に従事した教育職員のうち教育委員会が定めるものは、県立の中学校の第3学年又は市町村立の小学校の第6学年若しくは市町村立の中学校の第3学年の学級を担任する教育職員とする。</p> <p>(別表) (第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">左欄</th> <th style="text-align: center;">右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>教務主任 学年主任</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>教務主任 学年主任 生徒指導主事</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>教務主任 学年主任 生徒指導主事 進路指導主事 学科主任 農場主任</td> </tr> </tbody> </table>	左欄	右欄	小学校	教務主任 学年主任	中学校	教務主任 学年主任 生徒指導主事	高等学校	教務主任 学年主任 生徒指導主事 進路指導主事 学科主任 農場主任
左欄	右欄																		
小学校	教務主任 学年主任																		
中学校	教務主任 学年主任 生徒指導主事																		
義務教育学校	教務主任 学年主任 生徒指導主事（後期課程に係る業務を担当するものに限る。）																		
高等学校	教務主任 学年主任 生徒指導主事 進路指導主事 学科主任 農場主任																		
左欄	右欄																		
小学校	教務主任 学年主任																		
中学校	教務主任 学年主任 生徒指導主事																		
高等学校	教務主任 学年主任 生徒指導主事 進路指導主事 学科主任 農場主任																		